

Ⅱ章 安全で快適な生活環境づくり（生活環境）

- (1) 防災対策の推進
- (2) 地域防災力の強化
- (3) 災害に強いまちづくりの推進
- (4) 消防・救急体制の充実

1 防災・消防・救急



消防出初め式



自主防災組織リーダー養成講習



消防団シンボルマーク

現状と課題

- 首都直下の地震の切迫が指摘されており、また、比較的狭い地域に短時間に降る豪雨による水害の発生も懸念されていることから、地域防災計画に基づいて、総合的な防災対策を進めていく必要があります。
- 災害時の被害軽減を図るためには、日頃からの備えと地域の自主防災力が重要です。適宜危険箇所のチェックや地域防災計画を市民参加で見直しなが、防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の活動を支援していく必要があります。
- 大規模地震の発生が懸念されている状況から既存建築物の耐震化や避難場所としての公園、避難路整備の重要度が増しており、今後、地震による建物の倒壊防止や避難路の安全確保の整備を進める必要があります。
- 本市の常備消防及び救急は、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部により、広域消防として業務を行っています。今後も本部と連携し、活動の充実を図る必要があります。

【火災発生件数（朝霞消防署管内）】

	火災発生件数(件)					死傷者数(人)		り災世帯数(世帯)	焼損床面積(m ²)	損害額(千円)
	総数	建物	林野	車両	その他	死者	負傷者			
平成17年	54	37	—	5	12	1	6	24	591	104,512
平成18年	30	19	—	—	11	3	3	28	623	120,333
平成19年	44	30	—	4	10	—	6	32	675	69,896
平成20年	42	28	—	4	10	2	6	25	455	88,677
平成21年	46	30	—	4	12	1	13	33	287	34,982

資料：危機管理課（出典：埼玉県南西部消防本部「消防年報」）

【救急活動件数（朝霞消防署管内）】

	総数(件)	交通事故(件)	一般負傷(件)	急病(件)	その他(件)
平成17年	4,180	580	562	2,452	586
平成18年	3,994	480	572	2,365	577
平成19年	3,998	491	576	2,350	581
平成20年	3,771	397	600	2,300	474
平成21年	4,030	415	605	2,536	474

資料：危機管理課（出典：埼玉県南西部消防本部「消防年報」）

【現場到着平均所要時間（朝霞消防署管内）】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
急病(分)	5.8	7.3	7.6	7.7	7.8
交通事故(分)	6.1	7.4	7.8	7.8	8.1
一般負傷(分)	5.7	6.9	7.2	7.4	7.6
上記以外(分)	5.5	6.7	7.2	7.0	7.3

資料：危機管理課（出典：埼玉県南西部消防本部）

【既存建築物耐震診断・改修補助金交付件数】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
耐震診断補助金(件)	33	25	15	21	22
耐震改修補助金(件)	13	19	14	12	14

資料：建築課

施策概要

- 災害時における職員の活動体制の整備や消防等の防災関係機関との連携など、総合的な防災体制の強化を図ります。また、備蓄食糧、資機材、防災行政無線などの整備を進めます。
- 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織リーダー養成講習（防災訓練）などの支援事業を実施するほか、自主防災組織との情報共有や意見交換を行います。
- 災害時の避難場所となる公園整備や生け垣補助制度の活用によるブロック塀から生け垣設置への転換による安全な避難路の確保を進めるとともに、既存建築物耐震化補助金制度や自助努力による耐震化対策の必要性の理解を深めてもらうため、市民への啓発活動を積極的に行います。
- 埼玉県南西部消防本部による消防力の向上や救急体制の充実を図るための支援をします。また、消防団員の確保や地震、水害などにも対応できるよう訓練等の充実を図るとともに、迅速な消防団活動を行うため消防団施設、資機材等の適正管理に努めます。

具体的な施策

(1) 防災対策の推進

①総合的な防災体制の強化

- 市民との協働*により、防災に関する課題の把握や情報の共有化を積極的に進めます。地域防災計画等に基づいて、全市的な災害時の活動体制を確立するとともに、消防などの防災関係機関との連携、協力体制の整備に努め、総合的な防災体制の強化を図ります。

②防災施設等の整備

- 災害時の迅速な応急対策を行うため、防災行政無線などの施設や備蓄食糧、資機材等の整備を進めます。

(2) 地域防災力の強化

①防災意識の高揚

- 市民参加で危険箇所のチェックや地域防災計画の見直しを行い、防災に関する知識や意識の啓発普及を行います。

②自主防災活動の支援

- 自主防災組織と市で、防災情報の共有や意見交換を行うとともに、自主防災組織の結成と活動を積極的に支援し、災害時要援護者対策などを含め、地域防災力の向上に努めます。また、自主防災組織の担い手となる自主防災リーダーを育成します。

(3) 災害に強いまちづくりの推進

①災害に強い都市整備の推進

- 災害に強いまちづくりを進めるため、公園などの防災拠点の整備や住宅の耐震化を促進し、また、水道施設の耐震化を進めます。

(4) 消防・救急体制の充実

①埼玉県南西部消防本部との連携

- 埼玉県南西部消防本部との連携を図るとともに、円滑に業務が遂行できるよう支援し、消防・救急体制の充実に努めます。

②消防団の充実

- 災害時に、消防団活動を迅速、的確に行うため、団員の確保及び資質の向上を図るとともに消防団詰所、車両等の適正な管理に努めます。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
備蓄食糧の確保総数	42,000食	45,000食	54,000食	地域防災計画等に基づき市が備蓄すべき必要な総数
自主防災組織主催の訓練実施数（訓練を実施した自主防災組織数／自主防災組織数）	11団体 ／19団体	11団体 ／31団体	35団体 ／35団体	自主防災組織が自主的に実施した防災訓練の実施数
既存建築物耐震診断補助金交付件数	33件	22件	25件	既存建築物における耐震診断補助金の交付件数（年間）
既存建築物耐震改修補助金交付件数	13件	14件	15件	既存建築物における耐震改修補助金の交付件数（年間）

◆成果指標のうち「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

2 交通

- (1) 公共交通の利便性向上
- (2) 交通安全対策の推進



市内循環バス（わくわく号）



交通事故防止運動の街頭キャンペーン

現状と課題

- 駅のエレベーターの設置や、ノンステップバス^{*}の導入など、公共交通のバリアフリー化^{*}が進んでいます。また、市内循環バスの見直しが行われ利便性が向上しています。今後も鉄道やバスの安全性の向上やバリアフリー化^{*}を進めるとともに、市内循環バスについては、車両の更新時期などに合わせ見直しが必要です。
- 歩車道の分離や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全意識の高揚を図っています。今後はこれらの取組みと交通規制などのソフト面の施策とを効果的に組み合わせた交通安全対策を進めるとともに、自転車の交通安全対策についても重点的な取組みが必要です。

【交通事故発生状況】

	総数(人)			歩行者事故(人)			自転車事故(人)			車両事故(人)		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
平成17年	673	4	788	97	2	101	213	1	223	363	1	464
平成18年	550	6	634	79	1	78	185	2	193	286	3	363
平成19年	562	2	651	75	-	79	177	-	179	310	2	393
平成20年	497	2	563	65	1	66	176	-	177	256	1	320
平成21年	452	2	520	79	2	78	152	-	157	221	-	285

資料：道路交通課

注：人身事故のみ

【放置自転車・バイクの撤去台数】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自転車(台)	5,091	3,993	3,138	2,295	2,295
バイク(台)	365	271	203	45	45

資料：道路交通課

【交通安全設備の設置状況】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
道路反射鏡設置数(か所)	43	28	29	29	30
道路区画線設置数(m ²)	483.7	580.5	715.3	533.2	790.8

資料：道路交通課

【市内循環バス年間利用者数】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市内循環バス利用者数(人)	258,583	298,886	328,397	354,398	328,568

資料：道路交通課

施策概要

- 鉄道事業者に、駅における安全性の確保、駅施設のバリアフリー化^{*}等を要望するとともに、バス事業者のノンステップバス^{*}導入に助成を行います。
また、交通不便地区の解消などのために市内循環バスを運行するとともに、必要に応じて路線等の見直しを行います。
- 歩車道の分離、カーブミラー、警戒標識、道路照明灯などの交通安全施設の設置、放置自転車対策などを行い、安全な道路交通環境を整備します。
また、交通安全教室や街頭キャンペーンなどにより、交通安全意識の啓発を行うとともに、自転車利用者のマナー向上に努めます。

具体的な施策

(1) 公共交通の利便性向上

①鉄道の利便性向上

- 利便性向上、安全性の確保、駅施設の充実などについて関係機関に要望します。

②路線バス・市内循環バスの充実

- 市内循環バスを引き続き運行し、利用状況、市民の要望等を踏まえ、市内循環バスの路線等の見直しを行うとともに、路線バスの運行維持や路線拡充を働きかけ、利便性の向上を図ります。

③施設等のバリアフリー化^{*}の促進

- 関係機関に働きかけ、駅施設のバリアフリー化^{*}やノンステップバス^{*}の導入を促進します。

(2) 交通安全対策の推進

①交通安全環境の整備

- 関係機関と連携し、歩車道の分離や交通安全施設の整備、交通規制などの交通安全対策、放置自転車対策を進めます。

②交通安全意識の高揚

- 警察及び関係団体と連携し、交通安全運動や交通安全教育などの推進に努めます。

③自転車交通対策の推進

- 安全な自転車交通のため、自転車専用道路の整備や自転車運転者のマナーの向上に努めます。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
市内循環バス年間利用者数	258,583人	328,568人	375,000人	市内循環バスを1年間に利用した延べ人数
年間交通事故発生件数(人身事故)	673件	452件	350件	1年間に発生した交通事故(人身事故)の件数

◆◆成果指標のうち「市内循環バス年間利用者数」の「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。また、「年間交通事故発生件数(人身事故)」は、各年の1月から12月までの数値です。

3 環境

- (1) 自然環境の保全と健全な環境の再生
- (2) 循環型社会[※]の推進
- (3) 低炭素社会[※]の推進
- (4) 環境パートナーシップ[※]の確立



環境美化ポスターの表彰式



きれいなまちづくり運動

現状と課題

- 黒目川や新河岸川などの河川と田園風景、市街化調整区域[※]などに残る自然は、現在においても、本市の魅力の一つとなっています。自然環境や生活環境は各地域においては、広域的に取り組むべき課題となっています。また、水質・土壌汚染などを回避するため、環境に負荷を与えない暮らしが求められています。
- 市民、事業者、行政がそれぞれの役割において環境に配慮した、事業展開を行っていますが、これからは更に、環境に負荷を与えない暮らしを共通理解としていく必要があります。また、市民団体や行政が運営主体となり、講座などを実施していますが、協働[※]体制をより充実させる必要があります。
- 地球温暖化対策についての法整備が行われ、国、県においては温室効果ガス[※]削減の具体的な目標が示されるなど、温暖化防止への対策が強化されています。今後は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割でのエコ対策や温室効果ガス[※]削減への取り組みが求められています。
- 市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担において行う事業や協働[※]で行う取り組みなど、一定の成果を上げています。今後も、市民一人ひとりが環境問題を身近な問題と捉え、環境に配慮した取り組みが必要です。また、協働[※]事業など引き続き進めていく必要があります。

【公害苦情受付件数】

	合計(件) ①+②	典 型 7 公 害(件)							その他(件) ②	
		小 計 ①	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下		悪 臭
平成17年度	36	35	4	1	-	19	1	-	10	1
平成18年度	29	23	6	-	-	8	2	-	7	6
平成19年度	35	34	8	-	-	17	-	-	9	1
平成20年度	19	18	2	-	-	10	-	-	6	1
平成21年度	12	10	3	-	-	3	-	-	4	2

資料：環境保全課

施策概要

- 自然環境や生活環境の状況等を把握するため、経年的に、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などの環境調査を行い、結果データを基に環境の悪化や公害の発生を未然に防止するとともに、市民等への情報提供を行います。
- 環境に負荷を与えない事業展開と、さまざまな情報を提供していくとともに、市民自らが行うエコ対策について引き続き支援していきます。また、市民団体と行政との協働※による各種講座などを開催するとともに、リサイクルに関する情報の発信を行います。
- 環境マネジメントシステム※を活用した省エネ、省資源を推進して、温室効果ガス削減に努めるとともに、太陽光発電※システムの利用を促進します。
- 市民、事業者、行政の協力体制により環境美化運動に努めるとともに、市民団体への活動支援を引き続き行います。また、市民などへの意識啓発事業や関係機関との連携を図り、不法投棄監視パトロールなどを継続し、環境の保全に努めます。

具体的な施策

(1) 自然環境の保全と健全な環境の再生

①自然環境の保全

- 緑化の推進や農地、樹林等の緑地の保全、河川の水質向上に努めます。
- 河川の水質向上や緑地と水辺の生態系の保全（ビオトープ※の形成など）に努めます。

②健全な環境の再生

- きれいな空気・水・土、明るく安全で静かなまちにするため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭の防止などに努めます。

③生物多様性※の情報提供

- 生物多様性※について、積極的に情報収集に努めるとともに、市民、事業者への情報や学習機会の提供に努めていきます。

(2) 循環型社会※の推進

①環境に配慮した取組みの推進

- 市の事務事業における環境負荷の低減に積極的に取り組むとともに、限りある資源の有効活用などに関する情報や学習機会を提供し、市民一人ひとりが身近に実践できるよう促進します。
- リサイクル商品などの普及とリサイクルプラザ※を拠点として、リサイクル活動を積極的に進めます。また、事業者等に対して、省エネ、省資源など環境に配慮した事業経営を促進します。

(3) 低炭素社会※の推進

①温室効果ガス※の抑制の推進

- 温室効果ガス※の排出抑制について、市が率先して取り組むとともに、環境への負荷の少ない太陽光などの自然エネルギーの有効活用と、その利用の促進に努めます。また、市民、事業者が自主的・積極的に温暖化対策への取組みが行われるよう促進します。

(4) 環境パートナーシップ※の確立

①市民・事業者・行政の協働※体制づくり

- 環境基本計画の進捗状況を把握し、事業の実施においては、市民の意見や自主的な活動が活かされるような仕組みづくりを引き続き進めます。

②市民の環境への理解の促進

- 市民、事業者が環境に関する理解を更に深められるよう、積極的に情報提供を行うとともに、各種学習機会やイベントの開催などを通して、環境学習の機会の充実を図ります。

③環境美化の推進

- ポイ捨てや不法投棄の防止などモラルの向上に関する取組みを進めながら、市民、事業者の自主的な環境美化活動を支援します。また、関係機関と連携し、不法投棄などの対策の充実を努めます。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
河川水質調査結果（黒目川・BOD基準値5mg/ℓ）	1.8mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.0mg/ℓ	各種環境調査項目の内、代表的な数値で河川の状態を表す。
公害苦情件数	36件	12件	0件	公害に係る年間の苦情件数
太陽光パネル設置補助延べ戸数	107戸	304戸	580戸	エコ対策の一環として補助制度の実績延べ件数
温室効果ガス※排出量の削減率	—	5.0%	△6.0%	数値は、第2次朝霞市地球温暖化対策実行計画（平成21～25年度） 平成19年度（基準値）：11,974,719kg-CO ₂

◆成果指標のうち「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

4 ごみ・し尿処理

- (1) ごみの減量・リサイクルの推進
- (2) ごみ処理体制の充実
- (3) し尿処理体制の充実



プラスチック類処理施設



クリーンセンター

現状と課題

- 容器包装リサイクル法等に基づいた対策により、ごみの総排出量は減少傾向にありますが、ごみの減量・リサイクルの推進の目標を達成するには、今後も、生産者責任の法制化等について国に要望するとともに、ごみの排出者である市民や事業者の理解と協力が必要であるため、引き続き啓発活動に努めていく必要があります。
- ごみ焼却処理施設については、電気・機械設備等の老朽化が進んでいるため、今後、更新計画を立てて、整備していく必要があります。
- 公共下水道の普及や浄化槽への転換が図られていますが、更に、積極的に事業を進めるための手法などを再検討する必要があります。また、公共下水道整備地区で水洗化率が高まっている一方で、資金面やさまざまな問題などから、切替えが進んでいない世帯もあります。

【ごみ処理状況】

	人口（人）	総排出量(t)	内 訳(t)		処理量内訳(t)		1人当たり家庭ごみ(集団資源回収を除く)排出量(g/日)
			家庭ごみ	事業ごみ	焼却	その他	
平成17年度	124,851	42,585	35,047	7,538	29,115	13,470	702
平成18年度	125,981	43,640	36,364	7,276	28,920	14,720	726
平成19年度	127,304	42,672	35,556	7,116	28,381	14,291	702
平成20年度	128,491	41,279	34,351	6,928	28,089	13,190	675
平成21年度	129,769	40,378	33,449	6,929	28,265	12,113	655

資料：資源リサイクル課（出典：清掃事業概要）

注：総排出量 = 収集量 + 直接搬入量、人口は各年度末現在。

【資源化状況】

	集団資源回収量(t)	資源化量(t)													再生利用率(%)
		新聞	雑紙	布類	ダンボール	かん		ペットボトル	紙パック	磁性物	びん	プラスチック資源	アルミガラ	廃家電・自転車等	
						アルミ	スチール								
平成17年度	3,039	1,229	1,449	392	792	194	281	485	63	597	1,039	2,189	3	4	30.5
平成18年度	2,979	2,003	1,806	405	954	175	272	501	46	608	1,106	2,506	4	31	33.5
平成19年度	2,950	1,824	1,644	406	975	186	252	519	7	575	1,050	2,415	2	80	33.2
平成20年度	2,672	1,387	1,500	408	957	188	243	495	6	580	959	2,325	9	112	32.0
平成21年度	2,424	1,183	1,398	408	932	197	233	464	5	579	1,045	2,440	3	118	32.0

資料：資源リサイクル課（出典：清掃事業概要）

注：集団資源回収量 = 地域リサイクル活動推進団体による紙類・布類・金属類・びん類の集団資源回収量
 再生利用率 = (集団資源回収量 + 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量) / 総排出量 × 100

施策概要

- ごみの減量・リサイクルの推進に関する情報や教室・講座を実施し、市民等に対して、3R^{*}に関する意識啓発を推進します。また、資源物の地域リサイクル活動推進団体に対し、補助金を交付することにより、更なるリサイクルを推進します。
- ごみ処理施設の維持管理及び運転管理委託業者の指導管理を適切に行います。また、焼却灰や不燃残渣の最終処分量の削減及び資源化処理の促進を図ります。
- 広報紙等により合併処理浄化槽^{*}の設置と切替え及び適正な維持管理を引き続き周知・啓発していきます。また、水洗便所に改造する者に対し、資金融資を行い、下水道の普及促進を図ります。

具体的な施策

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

① 3R^{*}(リデュース、リユース、リサイクル) 意識の向上

- 循環型社会^{*}の構築を目指し、リデュース、リユース、リサイクルに積極的に取り組むよう、日常生活や事業活動における意識啓発などに努めます。

② ごみの減量化・再資源化^{*}への支援

- 地域リサイクル活動推進団体への支援や生ごみ処理機購入者への補助を行い、ごみの減量化・再資源化^{*}活動を活性化します。

(2) ごみ処理体制の充実

① ごみ処理体制の充実

- 効率的な収集運搬体制の確立を図り、ごみ処理施設の適切な維持管理や延命化を図るとともに、計画的な最終処分場の確保に努め、ごみ処理体制の充実を図ります。

② ごみ処理広域化計画の推進

- 既存のごみ処理施設の有効活用に努めるとともに、第2次埼玉県ごみ処理広域化計画などを踏まえ、市民とともにごみ処理の広域化の是非について検討します。

(3) し尿処理体制の充実

① 公共下水道への切替えの促進

- 公共下水道の整備地区において、市民、事業者への啓発活動を行い、公共下水道への接続を促進します。

② 合併処理浄化槽^{*}の設置促進

- 公共下水道の未整備地区においては、合併処理浄化槽^{*}の設置と単独処理浄化槽^{*}からの切替えを促進します。また、浄化槽の適正な維持管理の必要性について、引き続き啓発します。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
再生利用率	30.5%	32.0%	35.0%	ごみの総排出量に対する再生利用の割合(集団資源回収を含む)
市民一人当たりごみ排出量	702g/日	655g/日	650g/日	家庭ごみ(集団資源回収を除く)の1人1日当たりの排出量

◆成果指標のうち「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

【し尿・浄化槽汚泥収集処理状況】

	処理人口(人)	し尿収集量(kℓ)	浄化槽汚泥収集量(kℓ)
平成17年度	10,648	865	3,797
平成18年度	11,044	918	4,201
平成19年度	12,055	845	4,323
平成20年度	10,974	821	3,864
平成21年度	11,257	207	3,995

資料：下水道課（出典：朝霞地区一部事務組合）

5 生活

- (1) 防犯のまちづくりの推進
- (2) 消費者の自立支援の充実
- (3) 安心できる葬祭の場の提供



年末年始特別警戒



防犯活動のキャラクター
彩夏ウボーイ



斎場

現状と課題

- 犯罪の発生は減少傾向ですが、犯罪のないまちづくりのためには、一人ひとりの防犯意識を高め、地域コミュニティによる協力と活動する体制づくりを推進していくことが、今後も必要です。
- 犯罪のない安心して暮らせるまちづくりのため、第2次防犯推進計画を策定しました。
- 悪質商法・架空請求など、日々、寄せられる相談が多様化・複雑化しています。今後、消費生活相談事業を円滑に行うために、相談体制の強化が求められています。
- 市内における墓地の供給状況などから墓地建設の必要性は低いといえます。斎場は立地条件も良く、多くの市民に利用いただいています。今後は斎場の老朽化に備え、計画的に修繕を実施するなどして施設の利便性を維持していく必要があります。

【刑法犯罪発生・検挙件数】

	総数(件)		凶悪犯(件)		粗暴犯(件)		窃盗犯(件)		知能犯(件)		風俗犯(件)		その他(件)	
	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙
平成17年	2,237	592	18	6	54	44	1,701	332	45	18	7	4	412	188
平成18年	2,323	658	21	11	68	46	1,675	362	52	23	29	16	478	200
平成19年	2,323	765	12	11	87	58	1,694	442	66	51	10	6	454	233
平成20年	1,903	591	8	8	78	49	1,384	348	50	11	14	13	369	162
平成21年	1,796	583	9	4	104	70	1,317	331	38	20	19	16	309	142

資料：危機管理課（出典：朝霞警察署）

注：朝霞市内の数値

【消費生活相談件数】

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総数(件)	692	654	583	601	653
商品一般	66	85	28	65	21
食料品	12	25	9	13	20
住居品	23	38	29	18	24
光熱水品	6	7	8	12	12
被服品	21	18	19	17	14
保健衛生品	19	15	13	13	12
教養娯楽品	62	61	37	41	58
車両・乗物	16	12	12	9	17
土地・建物・設備	32	33	22	24	25
他の商品	-	-	-	-	-
クリーニング	8	5	8	8	3
レンタル・リース・賃借	58	40	44	43	47
工事・建築・加工	19	15	20	12	8
修理・補修	7	12	7	7	3
管理・保管	-	3	-	-	-
役務一般	5	9	4	2	1
金融・保険サービス	50	48	73	130	178
運輸・通信サービス	173	129	155	80	101
教育サービス	6	3	4	3	2
教養・娯楽サービス	42	25	35	21	26
保健・福祉サービス	17	13	15	22	22
他の役務	25	27	20	28	34
内職・副業・相場	15	11	9	9	9
他の相談	10	20	12	24	16

資料：地域づくり支援課

施策概要

- 第2次防犯推進計画に基づいて、防犯に関する啓発活動等を実施するとともに、地域や保護者等との連携により、児童生徒の安全確保対策を進めます。また、公園の適正な管理を行うなど、犯罪を起こさせにくい環境を整備します。
- 消費者の自立を促し、主体的に学習できるような啓発事業を行うとともに、消費者被害やトラブルを防止するために消費生活相談の充実を図ります。
- 斎場施設を常に良好な状態に保ち、利用しやすい良質なサービスの提供に努めます。

具体的な施策

(1) 防犯のまちづくりの推進

①防犯活動の充実

- 第2次防犯推進計画に基づいて、警察及び関係機関と連携し、防犯情報を提供するとともに、市民の防犯意識の高揚や自主防犯組織の育成、活動支援に努めます。さらに、防犯パトロールの実施や小・中学校へのスクールガード*の配置など、幅広い市民の参加により安全確保に努めます。

②防犯環境の整備

- 防犯灯や道路照明灯の設置等により、安全なまちづくりを進めます。また、明るく安全な公園づくりのためにトイレや樹木等の管理を適切に行うほか、ごみ、落書き等の排除に努め、犯罪を起こさせにくい環境づくりを進めます。

(2) 消費者の自立支援の充実

①消費生活への支援

- 賢い消費者の育成と消費者の自立を促すため、通信講座等の学習支援、消費者団体への支援を行います。

②消費生活相談の充実

- 相談機能の充実のため、国・県との連携を強化するとともに、日々複雑化する相談に対応するため相談員の研修参加など相談体制の充実を図ります。

(3) 安心できる葬祭の場の提供

①斎場の適正な管理運営

- 施設の利便性を維持し市民の葬祭が安心して滞りなく行われるよう、斎場の適切な運営と維持管理に努めます。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
市内における刑法犯認知件数	2,237件	1,796件	1,482件	埼玉県警察本部が公表した市内発生街頭犯罪等の認知件数
消費生活相談件数	692件	653件	693件	年間の相談件数

◆成果指標のうち「市内における刑法犯認知件数」は、各年の1月から12月までの数値です。また、「消費生活相談件数」の「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

